

業 務 連 絡
令和 7 年 6 月 17 日

会 員 各 位

「自動車整備事業者に対する行政処分等
の基準について」等の一部改正

国土交通省においては、自動車整備工場に対するより効果的な監査・行政処分のあり方について報告書を取りまとめており、また、一般の自動車ユーザーや自動車運送事業者のニーズの高まりをうけ、訪問特定整備制度に係る改正省令等を令和 7 年 3 月 31 日に公布したところです。

今般、同省より、これらに伴う標記通達を改正する旨のお知らせが日整連より当会宛にありましたので、別添のとおり展開いたします。

記

【概要】

「自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について」等の改正について

【全文】 自動車整備事業者に対する行政処分等の基準について

以上